

## 取 扱 基 準

名 称	新潟市農業基盤整備促進事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	国の農業基盤整備促進事業等に取り組む土地改良区等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	老朽化した農業水利施設を修繕や更新し、戦略作物等や地域振興作物の生産拡大を促進することを目的とする。 <目標が数値でない場合の評価方法> 事業実施地区における戦略作物等について、農家聞き取り等による収量が事業実施前年度を上回ることを目的とする。
補助事業者	①土地改良法第3条に規定する者 ②土地改良区 ③農業協同組合、農家組合のほか市長が特に必要と認めた者 ※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	純工事費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助事業者が負担する額の18.75%以内または5%以内 ・受益面積10ha以上、事業費3,000万円以上18.75% ・上記以外5% <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和4年4月1日
評価の時期	令和6年9月30日
終 期	令和7年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕補助事業者が新潟市からの補助を受けている旨 〔媒体〕ホームページ、会報等
担当部署	農林水産部 農村整備・水産振興課 農村計画担当 電 話 025-226-1824 (直通) e-mail noson@city.niigata.lg.jp